



【オンライン開催】

令和4年10月17日

# 新たな化学物質規制を踏まえた 自律的な化学物質管理促進セミナー (第3回)

## プログラム2

### ラベル・SDS の効果的な活用方法

講演時間	プログラム
14時00分～ 14時45分	「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」 を踏まえた労働安全衛生法の新たな化学物質規制 講師：厚生労働省
14時50分～ 15時35分	ラベル・SDS の効果的な活用方法 講師：SDS 研究会 吉川治彦 氏
15時40分～ 16時25分	【ステップアップ編】事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法 講師：みずほリサーチ&テクノロジーズ 庭野諒 氏

主催

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

# ラベル・SDSの効果的な活用方法

SDS研究会

SDS laboratory

1

## 目次

1. GHS/ラベル・SDSの概要
2. ラベル・SDSとリスクアセスメントの関係
3. ラベル・SDSの効果的な活用方法①  
GHSラベルを活用した教育の実施
4. ラベル・SDSの効果的な活用方法②  
SDS内容の定期的な確認・更新
5. ラベル・SDSの効果的な活用方法③  
SDSの効率的・効果的な管理

SDS laboratory

2

# 1. GHS/ラベル・SDSの概要

## 国連GHSとは

### ● 定義

国際的に調和された分類・表示方法により化学品の危険有害性情報を提供するシステム

- ✓ The **G**lobally **H**armonized **S**ystem of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)



### ● 目的

化学物質及び混合物に固有な危険有害性を特定し、その危険有害性に関する情報を **取り扱う全ての人々**に伝え、人の安全・健康及び環境の保護を行うこと



国連GHS改訂6版に準拠した  
JIS Z 7252/7253:2019に従った表示・SDS

# GHS分類の概要

(GHS改訂6版による危険有害性分類項目)

危険有害性	分類項目	絵表示
物理化学的危険性 (17項目)	1. 爆発物 2. 可燃性ガス 3. エアゾール 4. 酸化性ガス 5. 高压ガス 6. 引火性液体 7. 可燃性固体 8. 自己反応性化学品 9. 自然発火性液体 10. 自然発火性固体 11. 自己発熱性化学品 12. 水反応可燃性化学品 13. 酸化性液体 14. 酸化性固体 15. 有機過酸化物 16. 金属腐食性化学品 17. 鈍性化爆発物	
健康に対する有害性 (10項目)	1. 急性毒性 2. 皮膚腐食性／刺激性 3. 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 4. 呼吸器感作性又は皮膚感作性 5. 生殖細胞変異原性 6. 発がん性 7. 生殖毒性 8. 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 9. 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 10. 誤えん有害性	
環境に対する有害性 (2項目)	1. 水生環境有害性 短期(急性)、長期(慢性) 2. オゾン層への有害性	

区分に該当しても絵表示が付かないこともある

複数項目に該当しても絵表示が1つのこともある

## 国連GHSの基本的な考え方と特徴

### 危険有害性(ハザード)情報の伝達

→ **リスクの大小によらない**

### 入手可能なデータ(既存情報)を用いて分類

→ 分類のために新たな試験は要求されない

→ **データがなければ分類できない、同じ物質でも分類が異なることがある**

### 各国の状況に応じて選択的に導入

→ **選択可能方式**(Building block approach)

# SDSについて

## ● 定義

化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書を指す

✓ Safety Data Sheet (安全データシート)

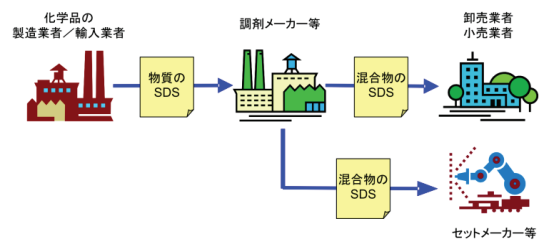
## ● 目的

事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達すること

### ラベル

#### 【SDS記載項目】

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 化学品及び会社情報   | (9) 物理的及び化学的性質 |
| (2) 危険有害性の要約    | (10) 安定性及び反応性  |
| (3) 組成及び成分情報    | (11) 有害性情報     |
| (4) 応急措置        | (12) 環境影響情報    |
| (5) 火災時の措置      | (13) 廃棄上の注意    |
| (6) 漏洩時の措置      | (14) 輸送上の注意    |
| (7) 取扱い及び保管上の注意 | (15) 適用法令      |
| (8) ばく露防止及び保護措置 | (16) その他の情報    |



JIS Z 7252/7253:2019 準拠

SDS laboratory

7

## ラベルには何が記載されているの？

The diagram shows a typical SDS label with six numbered callouts:

1. Product name in English: △△△△△△△△△△△△△△△△ (英名)
2. Hazard pictograms: 危険 (Danger)
3. Hazard pictograms: 炎 (Flammable), 禁止 (Prohibited), 注意 (Warning), 健康 (Health), 環境 (Environment)
4. Hazard statements: 引火性液体および蒸気 (Flammable liquid and vapor), 飲み込むと有害 (Harmful if swallowed), 皮膚刺激 (Irritant to skin), 生殖能または胎児への悪影響の恐れが疑い (Suspected of causing reproductive or developmental harm)
5. Safety instructions: 安全対策 (Safety instructions), 使用前に取扱説明書を読み、理解するまで取り扱わないこと (Read the instructions before use, do not handle until understood), 容器を密閉しておくこと (Seal the container).
6. Supplier information: ○○○株式会社 ▲▲県××市... 電話南郷...

### 1. 製品特定名 (Product Identifier)

製品を特定するものとして、製品の名称や物質の化学品特定名が記載

### 2. 注意喚起語 (Signal Words)

利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程度を知らせる語句のこと。「危険 (danger)」と「警告 (warning)」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用いる。

### 3. 絵表示 (Pictogram)

ある情報を伝えることを意図した、シンボルと境界線、背景のパターン又は色等の図的要素から構成されるもので、1つの頂点で正立させた正方形の中に、白い背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲んだもの

### 4. 危険有害性情報 (Hazard Statements)

該当製品の危険有害性の性質と、その危険有害性の程度について記載  
具体的な文言は、危険有害性の程度に応じて国連GHS文書の中にそれぞれ定められている

### 5. 注意書き (Precautionary Statements)

危険有害性をもつ製品へのばく露、その不適切な貯蔵や取り扱いから生じる被害を防止・最小化するために、その化学品の使用者等が取るべき措置について記述した文言 (又は絵表示) を記載したもの  
「GHS附属書3」において注意書きの使用に関する手引きが提供されている

### 6. 供給者の特定 (Supplier Identification)

化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載

SDS laboratory

8

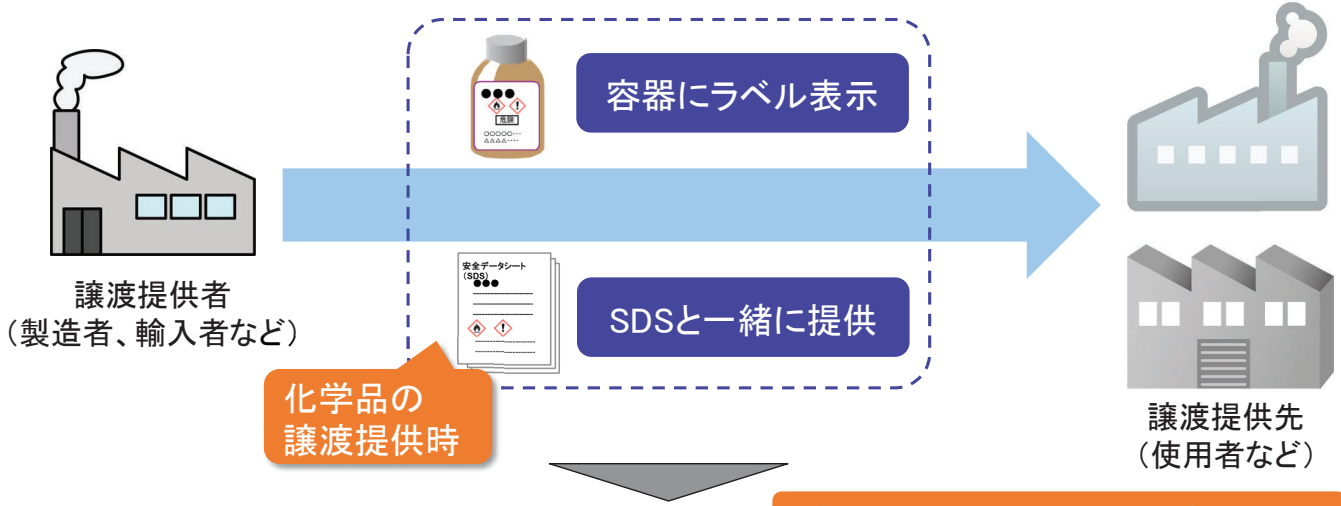
# 労働安全衛生法におけるラベル・SDS制度

## ● 労働安全衛生法における義務

化学品の譲渡提供時の容器などへの  
**ラベル表示**



**SDSの交付**



安衛法の見直しにより義務化予定

事業場における  
**リスクアセスメントの実施**

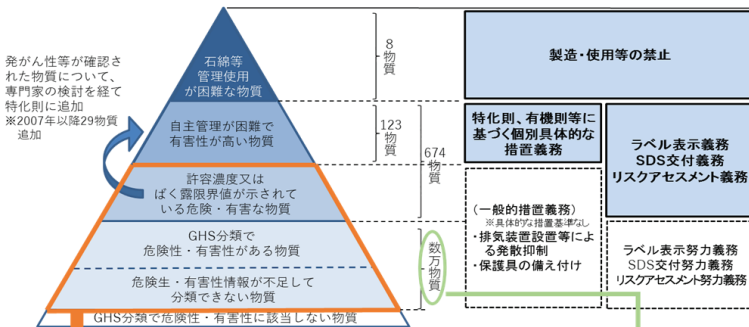
リスクアセスメント結果を踏まえた  
**ばく露低減措置の実施**

SDS laboratory

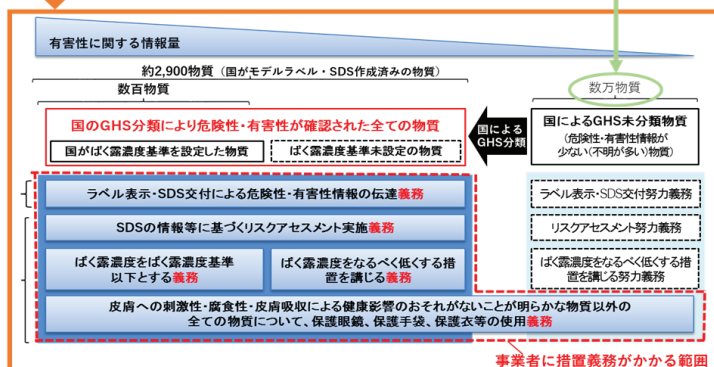
# 労働安全衛生法の新たな化学物質規制

## ■ 労働安全衛生法の新たな化学物質規制の制度が導入予定

<現在の化学物質規制の仕組み (特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)>



<見直し後の化学物質規制の仕組み (自律的な管理を基軸とする規制)>



### ポイント①

- ✓ 労働安全衛生法第57条～第57条の3の対象となる化学物質として、**国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象(リスクアセスメント対象)**に追加する。

	2021年	2022年	2023年
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質

### ポイント②

- ✓ 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、物質代替、作業環境改善等により**最小限度**にすることとする。
- ✓ ばく露管理値設定物質は、**ばく露管理値以下とする義務**が生じる

### ポイント③

- ✓ **健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質**を製造・取り扱う業務に従事する労働者は、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等**適切な保護具の使用を行う義務**が生じる

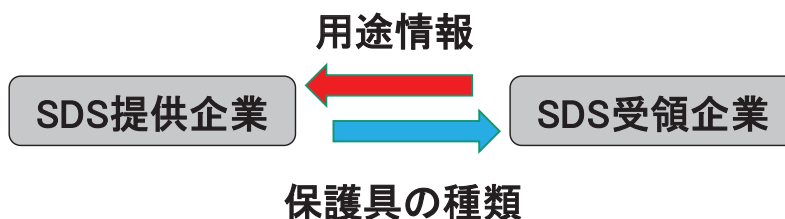
詳細は厚労省ホームページを参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000009\\_9121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000009_9121_00005.html)

- ① ラベル表示・SDS等通知義務対象物質の追加 R6.4.1施行  
発がん性など比較的強い有害性が確認された234物質の追加。  
施行日に現存するものは、R7.3.31までラベル表示義務は猶予。  
物質リストは安衛研サイト
- ② 「推奨用途と使用上の制限」の追加 R6.4.1施行  
JIS Z 7253における化学品の推奨用途と使用上の制限を記載。
- ③ 推奨用途で必要とされる保護具の種類記載 基安化発0531第1号  
想定される用途において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を記載。
- ④ 成分及び含有量の記載方法の適正化 R6.4.1施行  
重量パーセントで記載が義務。濃度範囲による記載も可能。営業上の秘密に該当する場合は、別途通知することが可能(例外規定あり)。
- ⑤ 「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新 R5.4.1施行  
「人体に及ぼす作用」(有害性の情報)を、定期的(5年以内)に確認、変更があるときは1年以内に更新し、変更内容を通知。

## 改正安衛法SDSのポイント

- ① サプライチェーンコミュニケーションの促進



- ② CBIへの配慮  
成分、濃度の別途通知が可能(例外あり)
- ③ 持続可能性の実現  
人体に及ぼす作用(有害性情報)の定期的更新

自律管理:事業者が、危険有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する。

➡トップダウンからボトムアップへ

# (参考) 化管法におけるSDS制度

指定化学物質	物質数(改正後)	混合物中の濃度
特定第一種指定化学物質	23	0.1%以上
第一種指定化学物質	492	1%以上
第二種指定化学物質	134	

指定化学物質又はそれらを規定含有率以上含有する製品(混合物)を譲渡・提供する場合、化管法に基づくSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務がある。ただし、以下の製品は除く。

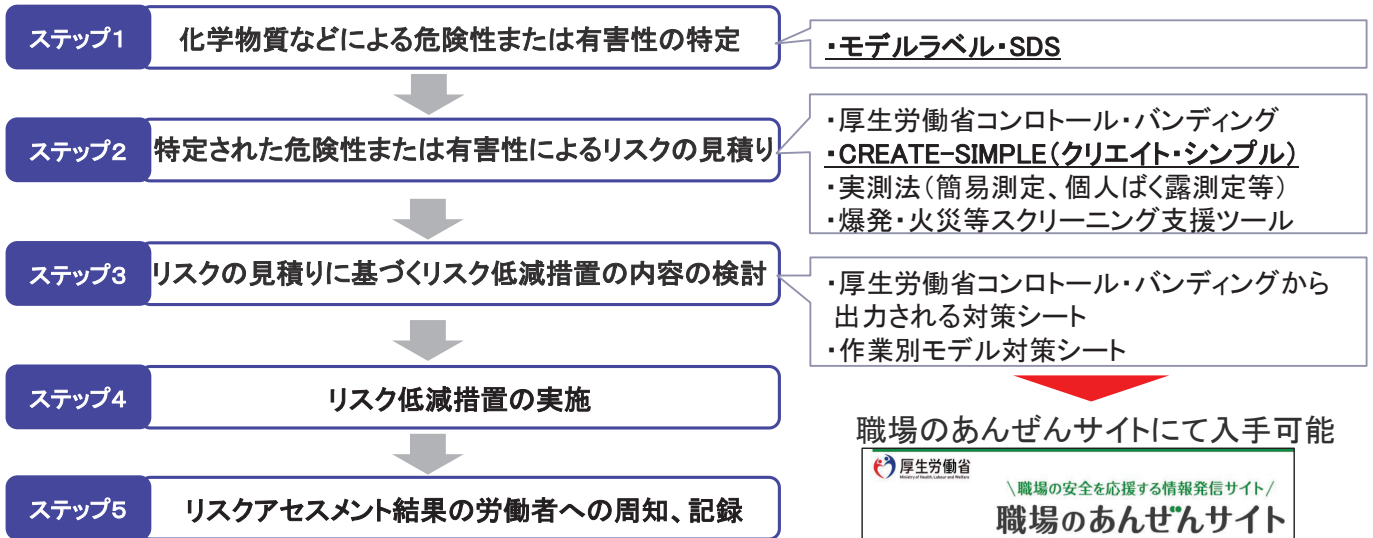
固形物	事業者の取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 例えば、管、板、組立部品等
密封された状態で取り扱われる製品	例えば、電池やコンデンサー等
主として一般消費者の生活の用に供される製品	例えば、家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	例えば、空き缶、金属くず等

## 2. ラベル・SDSとリスクアセスメントの関係



# 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメント

- 事業場で製造または使用している**化学物質の危険性や有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の内容の検討等**の一連の手順
- 事業者は、その結果に基づいて**ばく露される程度が最小限度**となるようリスク低減措置を講じることが求められている。また、**濃度基準値設定物質**については、**濃度基準値以下**となるようリスク低減措置を講じることが求められている。



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

SDS laboratory

15

## リスクアセスメントに必要な情報

化学物質はそのものを見ても情報はわからない。  
ラベルおよびSDSを入手・確認することで化学物質の危険有害性や取扱い上の注意事項等を把握し、リスクアセスメントに活用する

- 主にラベル・SDSを用いて事業場にある危険性や有害性の特定を行う
  - ラベル・SDS(安全データシート)
  - 仕様書、機械・設備の情報
  - 作業標準書、作業手順書
  - 災害事例、災害統計



### ラベル

化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を化学品の容器や包装に貼付または印刷して伝達

- 化学品に貼付されるため、労働者が作業時に必ず目にする
- 所定の絵表示が記載されていれば、何らかの危険有害性を有することがわかる

### SDS(安全データシート)

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

- 掲示や備え付け等による労働者への周知義務
- ラベルで所定の絵表示があれば、SDSで詳細を確認し、リスクアセスメントへ

SDS laboratory

16

# SDSに記載されている情報

SDSには化学品の危険有害性の特定やリスクアセスメントの実施に重要な情報が記載されています

1	<u>化学品および会社情報</u> (推奨用途、使用上の制限など)	9	<u>物理的および化学的性質</u> (引火点、蒸気圧など)
2	<u>危険有害性の要約 (GHS分類)</u>	10	<u>安定性および反応性</u>
3	<u>組成および成分情報</u> (CAS番号、化学名、含有量など)	11	<u>有害性情報</u> (LD <sub>50</sub> 値、IARC区分※など)
4	応急措置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15	適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8	<u>ばく露防止および保護措置</u> (ばく露限界値、保護具など)	16	その他の情報

※国際がん研究機関 (IARC) が定める化学物質の発がん性リスクに応じた区分を指し、例えばGroup 1であればヒトに対して発がん性があることを意味する。

- ・ 上表で下線部は、危険有害性の特定、リスクアセスメントの実施において特に重要な情報

SDS laboratory

17

## 3. ラベル・SDSの効果的な活用方法① GHSラベルを活用した教育の実施

SDS laboratory

18

# GHSラベルを活用した教育の目的

## ＜化学物質の適切な取扱いの出発点＞

⇒労働者がGHSラベルの意味を理解すること

### 危険有害性に対する理解不足が労働災害の原因の1つ

- 安全意識の低さ、取扱い方法しか知らされていない(知らない)、危険有害性に関する知見の欠如(化学物質管理の基礎知識の欠如)など
- GHSラベルを見ても、労働者自身がどのような危険性や有害性を有している化学物質を取り扱っているかの認識が不十分

### 化学物質の危険有害性情報の把握が大前提

- GHSラベルの意味を理解することで、取り扱う化学物質の危険有害性や注意事項を効率的に知ることができる
- リスクアセスメント結果やリスク低減措置の理由等が理解できる

雇い入れ時等教育の拡充、  
職長等に対する教育の業種の拡大

SDS laboratory

19

# GHSラベルを活用した教育の内容

取り扱う化学物質の危険有害性を知るだけでなく、  
災害を予知し防止する行動を身に付けさせる

## STEP 1 基礎知識の教育

### ラベル表示の読み方

- ✓ 絵表示の意味
- ✓ 危険有害性の読みとり方
- ✓ 注意書き(安全対策や応急措置など)の読みとり方 など

### ポイント

一般例に加え、自社で取り扱う化学物質を例に教育

## STEP 2 正しく取り扱うための教育

### 化学物質の取り扱い方の教育

- ✓ 化学物質のリスクアセスメント結果の周知
- ✓ 実施中のリスク低減措置の意図など

### ポイント

なぜこのような取り扱い方をするか、手順を守らないと何が起こるのかを教育

SDS laboratory

20

# GHSラベルによる危険有害性の教育

GHSラベルは化学物質の危険有害性情報や  
取扱い上の注意事項等の情報を直接労働者に伝えるツール

## GHSラベル



- 化学品の譲渡・提供者が作成
- 化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を化学品の容器や包装に貼付または印刷して伝達
- 今後ラベル表示義務対象が拡大するため、労働者がラベルを目にする機会が益々増える

### いつでも確認できる

化学品に貼付されるため、常に化学品とともに存在

### 容易に理解できる

危険有害性を示す絵表示や取扱い上の注意点等をわかりやすく記載

### 誰でもすぐに活用できる

実際に化学品を取り扱う現場の労働者自身がすぐに確認可能

いつでも容易にすぐに労働者の最も身近にある危険有害性情報

SDS laboratory

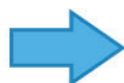
21

## ラベルでアクション

厚生労働省が展開する「ラベルでアクション」においてもGHSラベルが化学物質のもつ危険有害性を把握し行動を起こす起点に

- ① 製品の容器や包装のラベル表示を確認しましょう。
- ② ラベルに絵表示があったら、SDS(安全データシート)を確認しましょう。
- ③ SDSで把握した危険有害性に応じ、リスクアセスメントを行いましょう。
- ④ リスクアセスメント結果に基づき、ばく露低減措置を講じましょう。
- ⑤ 労働者それぞれがラベル表示を理解し、リスクに応じた対策を取れるよう、教育を行いましょう。

化学物質が来る



ラベルを見る



アクション!



事業者や労働者  
ラベルを見て  
危険有害性に気づく



事業者は

SDSを確認  
SDSがなければ供給  
元に交付を求める

労働者は

絵表示で  
危険有害性を確認

危険有害性に応じた  
リスクアセスメント  
を行う

リスクアセスメントの  
結果をみて対策を行う

化学物質管理に関する社内安全衛生教育用eラーニング教材も活用

SDS laboratory

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26157.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html)

22

# ラベルのチェックポイント

## ステップ1: 絵表示の確認

ラベルに記載の絵表示を確認

絵表示に基づき、どのような危険有害性があるか把握

## ステップ2: 注意書きの確認

ラベル表示の「注意書き」を確認

記載されている内容(安全対策、応急措置)に基づき、作業内容及び作業場に十分な安全対策が講じられているかを確認

必要な保護具が用意されているかを確認し、適宜装着

## ステップ3: 作業の開始

定められた方法、手順に従って作業を開始

作業内容をよく理解し、独断で手順変更はしない

作業終了後は、適切な後片付けを実施

## 4. ラベル・SDSの効果的な活用方法②

SDS内容の定期的な確認・更新

# SDS内容の定期的な確認・更新の必要性

- SDSに記載されている各種情報は、情報源のデータが更新されていることがあります
  - 特に更新が多いデータの例
    - ✓ 政府によるGHS分類結果(SDS作成者が参考にした場合)
    - ✓ 日本産業衛生学会やACGIHが公表する許容濃度

(例) ACGIHのTLV-TWA

ACGIH(米国産業衛生専門家会議)が公表するキシレンの許容濃度が2021年12月に100 ppmから20 ppmに変更

	これまで	変更後
日本産業衛生学会 許容濃度		50 ppm
ACGIH TLV-TWA	100 ppm	<b>20 ppm</b>

- これら情報源の更新後、調達先からSDSが提供される、また、CREATE-SIMPLE内で更新されるまではタイムラグがあります
- 労働者の安全の観点から、自社で取り扱う化学物質のSDSの内容が最新か、定期的に情報源を確認しましょう

## 確認を推奨する情報源①

情報源	政府によるGHS分類結果
URL	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html">https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html</a>
解説	国は年間50~100物質程度の新規GHS分類、50~100物質程度の既存GHS分類結果の見直しを実施し、年に1度公表している。今後は、国によるGHS分類において危険性・有害性が確認された物質全てを、安衛法の通知対象物質に指定する予定。

- NITE(製品評価技術基盤機構)のHPでは、年度毎に分類結果が表示されるため、新たに分類・見直しされた物質を把握しやすい(NITE統合版GHS分類結果)



分類年度	分類省庁	物質リスト	ダウンロード用ファイル* (Excel)	備考
全年度		<a href="#">リスト</a> 2021.10更新 表示に時間がかかります。	「政府によるGHS分類結果」の全対象物質の危険有害性区分一覧表 (1120 KB) 2021.10更新	
令和3年度 (2021年度)	厚生労働省・経済産業省・環境省	分類予定	改正後の化管法でSDS提供の対象となる物質について政府によるGHS分類の実施状況の一覧表を掲載しています。 <a href="#">改正化管法指定化学物質と政府によるGHS分類の実施状況の一覧表</a> (117 KB) 2021.12更新	
令和2年度 (2020年度)	厚生労働省・経済産業省・環境省	<a href="#">リスト</a>		
令和元年度 (2019年度)	厚生労働省・環境省	<a href="#">リスト</a>		<a href="#">正誤表[PDF]</a> <a href="#">正誤表[Excel]</a> (2021.10更新)

## 確認を推奨する情報源②

情報源	日本産業衛生学会 許容濃度
URL	<a href="https://www.sanei.or.jp/?mode=view&amp;cid=309">https://www.sanei.or.jp/?mode=view&amp;cid=309</a>
情報源	ACGIH(米国産業衛生専門家会議) TLV(許容濃度)
URL	<a href="https://www.jisha.or.jp/international/field/health_management.html">https://www.jisha.or.jp/international/field/health_management.html</a>
解説	厚生労働省が公開する各種リスクアセスメントガイドラインでは、上記2つの中から最小の値をばく露基準値としている。

- 日本産業衛生学会は全物質を一覧として公開するため、右列の「提案年度」から最新の設定結果を参照するとよい

物質名 [CAS No.]	許容濃度		経皮吸収	発がん性分類	感作性分類		生殖毒性分類	提案年度
	ppm	mg/m <sup>3</sup>			気道	皮膚		
アクリルアミド [79-06-1]	-	0.1	皮	2A		2	2	'04
アクリルアルデヒド [107-02-8]	0.1	0.23						'73
アクリル酸メチル [96-33-3]	2	7		2B		2		'04
アクリロニトリル [107-13-1]	2	4.3	皮	2A <sup>v</sup>				'88
アセトアルデヒド [75-07-0]	(表 I-2)			2B				'21
アセトン [67-64-1]	200	475						'72
アトラジン [1912-24-9]		2					3	'15
<i>o</i> -アニシジン [90-04-0]	0.1	0.5	皮	2B				'96
<i>p</i> -アニシジン [104-94-9]	0.1	0.5	皮					'96
アニリン [62-53-3]	1	3.8	皮			1		'88
2-アミノエタノール [141-43-5]	3	7.5						'65
アリルアルコール [107-18-6]	1	2.4	皮					'78
アルシン [7784-42-1]	0.01	0.032						'92

## 確認を推奨する情報源②(続き)

- ACGIHは、中央労働災害防止協会のHPで、年度毎に修正された結果が表示されるため、新たに設定された物質を把握しやすい [https://www.jisha.or.jp/international/field/health\\_management.html](https://www.jisha.or.jp/international/field/health_management.html)

(アメリカ)

2022/01/13 ACGIH (アメリカ合衆国産業衛生専門家会議) は、2022年版の化学物質の許容濃度値等を公表しました。 (PDF 324KB)

2021/01/18 ACGIH (アメリカ合衆国産業衛生専門家会議) は、2021年版の化学物質の許容濃度値等を公表しました。 (PDF 379KB)

- ACGIHの物質ごとの検索は、OSHA Occupational Chemical Database Advanced SearchのHPで可能 <https://www.osha.gov/chemicaldata/search>



ACGIH TLV® 8-hour TWA (ST) STEL (C) Ceiling	
TLV-TWA	0.1 ppm [2016]
TLV-STEL	0.3 ppm [2016]
TLV-C	
Skin notation	N
Notes: respiratory sensitizer (RSEN), dermal sensitizer (DSEN)	

# 各情報源の確認実施例

- ✓ 各種情報源の更新タイミングを踏まえ、確認を実施
- ✓ 情報確認のための仕組みを、社内ルールとして定めることで確実な確認・更新に繋げる

月	実施事項	情報源の更新
1月	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; background-color: yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>・政府GHS分類結果 ・許容濃度 の確認(年1回)</p> </div>	ACGIH TLV更新(中災防HP)
2月		
3月		
4月		
5月		日本産業衛生学会 許容濃度更新
6月		
7月	<div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>SDSの 見直し</p> </div>	
8月		
9月		
10月	<div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>リスク アセスメントの実施</p> </div>	
11月		
12月		NITE統合版GHS分類結果更新

SDS laboratory

29

## (参考) 新たな化学物質規制における対象物質の見直し

- 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」を踏まえた安衛法の新たな化学物質規制では、今後順次ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)が追加される。
- 対象物質は、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質。
- 定期的な政府によるGHS分類結果の確認は、安衛法への確実な対応にも繋がる。

### R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。

### R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

### R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国による新規GHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ラベル表示・SDS交付義務化 <small>※施行(義務適用)までの期間は2~3年</small>	250 物質	700 物質	850 物質	150~300 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ばく露限界値(仮称)の設定 <small>※施行(義務適用)までの期間は1年程度</small>		150 物質 <small>リスク評価由来等</small>	200 物質	200 物質 <small>許容濃度等が設定されている物質</small>	200 物質	200 物質

SDS laboratory 表 国による GHS 分類及びラベル表示等の義務化のスケジュール

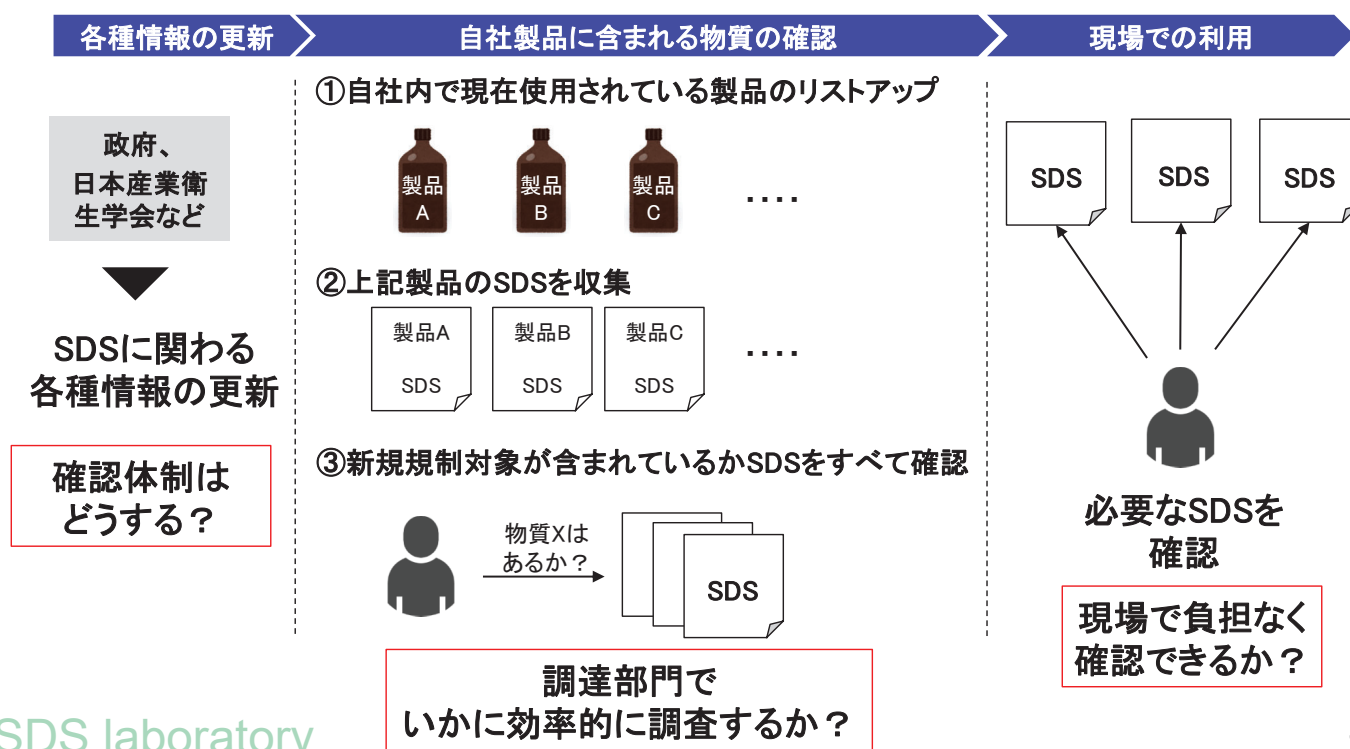
30



## 5. ラベル・SDSの効果的な活用方法③ SDSの効率的・効果的な管理

### SDSの効率的・効果的な管理

- 規制対象に新規物質の追加、GHS情報の更新、ばく露基準値等の情報の更新に備え、膨大な製品数に対応するための仕組づくりが求められる



# SDS管理の仕組みづくり事例1

## 【調達部門でのSDS管理】

### 法規制データベースとSDSデータベースの構築

#### ・法規制データベース:

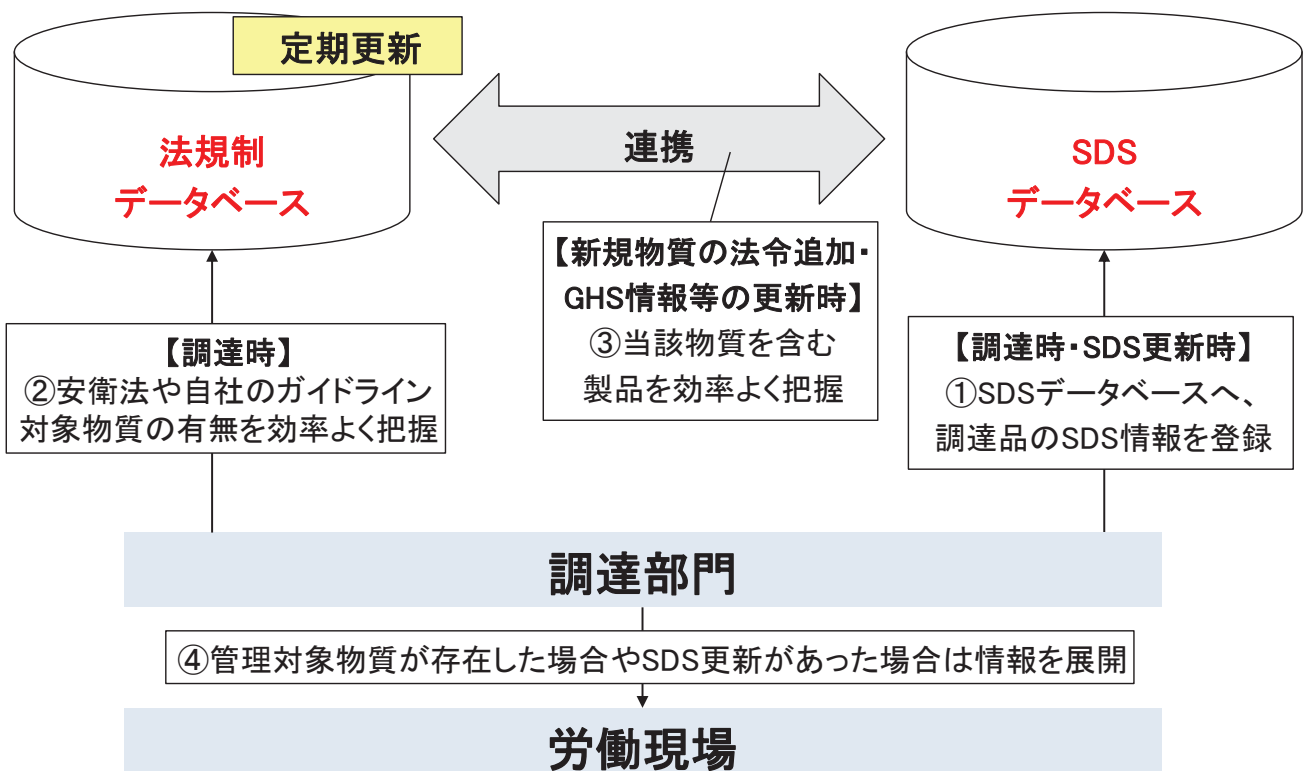
- ✓ 安衛法をはじめ、自社に関わりのある化学物質関連規制や、社内で定めたガイドラインの情報と物質名称、CAS番号等を、エクセル、アクセス等で管理したデータベース。
- ✓ 新たに社内で使用する物質が、安衛法等の対象となっているか、その適用判定を効率よく行うことが可能。
- ✓ さらに、GHS分類情報や、許容濃度等を登録しておくことで、現場でのリスクアセスメントやばく露低減措置に必要な情報を即座に取り出せる。

#### ・SDSデータベース:

- ✓ 調達先から提供されたSDS情報と物質名称、CAS番号等を、エクセル、アクセス等で管理したデータベース。
- ✓ 法改正による新規規制対象物質や、社内のガイドラインでの管理レベルを変更した際等に、当該物質を含有する製品を容易に確認可能。
- ✓ さらに、含有量やばく露防止及び保護措置等のSDS記載情報を登録することで、現場でのリスクアセスメントやばく露低減措置に必要な情報を即座に取り出せる。

# SDS管理の仕組みづくり事例1(続き)

## 【調達部門でのSDS管理】



# SDS管理の仕組みづくり事例1(続き)

## 【調達部門でのSDS管理】

### データベースをどのように構築すればよいのか？

#### ✓ 法規制データベース

- ① 安衛法等、自社に関わりのある化学物質関連規制の対象物質(可能であればCAS番号も)をエクセル等にリストアップする
- ② P25~27を参考に、各物質のGHS分類情報や許容濃度等を整理する
- ③ P27~28を参考に、定期的に情報を更新する

#### ✓ SDSデータベース

- ① 調達時、SDSの情報(最低、物質名・CAS番号・含有率)をエクセル等にリストアップする(SDS1つにつき、1行での整理がオススメ)
- ② 定期的に調達先からSDSを取り寄せ、情報の更新がないかを確認する  
更新があった場合は、データベースの情報を上書きする

# SDS管理の仕組みづくり事例2

## 【現場でのSDS管理】

現場では必要なSDSがすぐに検索でき、負担なく確認できる仕組み作りが重要となる

### SDSの 保存方法 (例)

#### 【必要なSDSをすぐに検索できるようにする工夫】

- ✓ 工程別・メーカー別に管理し、必要なSDSはすぐに発見出来るように
- ✓ 工程管理票等の帳票類とSDSと一緒にファイルに保存、同時に現場にSDSのファイルを置いておき、どちらでも見ることが出来るように
- ✓ 商品コードと一体で管理することで簡単に検索できるように

### 現場作業 者へのSDSの 提供 (例)

#### 【作業者が負担なくSDSを確認できるようにする工夫】

- ✓ SDSをPDF化し、現場にタブレット持参
- ✓ タブレットを持ち込めない溶剤等の取扱い現場では、SDSをラミネートパックし配布
- ✓ 工程ごとに、使用化学物質のラベルを提示し、作業者に注意喚起

# まとめ

- GHSとは化学品の危険有害性ごとに定められた分類基準及びラベルやSDSの内容を調和させる国際的に統一されたルールです。
- “SDS三法(安衛法、化管法、毒劇法)”は、SDS及びラベル表示にGHSを導入している。
- GHSラベルの教育は、取り扱う化学物質の危険有害性と注意事項の効率的な理解や災害を予知し防止する行動に繋がる。
- 労働者の安全の観点からの的確なリスクアセスメントの実施のためにSDSの定期的な確認・更新が重要である。
- 法規制とSDSのデータベースを構築・連携することで、新規物質の法令追加やGHS情報等の更新時は、当該物質を含む製品を効率よく把握することができる。